

# できる限り 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために ～高齢者の権利擁護シリーズ③～

【問合せ】南魚沼市地域包括支援センター ☎773・6675  
大和地域包括支援センター ☎788・0106  
塩沢地域包括支援センター ☎782・0252

## 知って防ごう高齢者虐待

高齢者虐待は、だれにでも起こる可能性がある高齢者への重大な権利侵害です。高齢者本人も、高齢者のお世話をしている人も、困りごとを抱えて発生しています。

### 南魚沼市の高齢者虐待対応状況と特徴

令和3年度の通報・相談件数は21件で、通報・相談のうち虐待と判断した件数は15件でした。

**特徴** 65歳以上のすべての年代で発生しています。また、虐待を受ける高齢者の多くは認知症があり、年齢が高くなるほど認知症の症状がある人の割合が高くなっています。

**要因** 介護のストレス、仕事や家事と介護の両立への疲れ、認知症への理解不足、もともとの人間関係の影響、虐待をした人の病気や個人的な課題などが考えられます。

### 高齢者虐待は、高齢者の家族や親族、施設の職員などが行う次の行為です

**身体的虐待** 暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与える行為。体を縛りつけたり、過剰な投棄によって体の動きを抑制する行為。

**性的虐待** わいせつな行為をする・させること。

**心理的虐待** 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

**放棄・放任** 食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話をしない、必要な福祉サービスや医療を受けさせないこと。

**経済的虐待** 本人の同意なしに（またはだますなどして）財産や年金を勝手に使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 「本人の尊厳を傷つける行為」は高齢者虐待のおそれがあります

### 高齢者虐待が起こる要因

- ・本人や家族の困りごとや暮らしにくさが積み重なり、それを抱え込んでしまうと、ますます負担が大きくなって高齢者虐待につながる考えられます。
- ・高齢者の困った行動の要因は、認知症が原因ということが多くあります。

### 早期発見・正しい知識が大切です

苦しい思いをしている人は、虐待を受けている・虐待をしていることの自覚がない場合があります。自分からSOSを出しにくいことも多いです。

暮らしのなかの困りごとや暮らしにくさを感じたら、小さなことでも相談することが大切です。支援者が一緒に考えていきます。自分のまわりで「高齢者やその家族の様子がいつもと違う」と感じたら、ささいなことでもお知らせください。また、認知症の正しい知識や対応方法を学ぶことで、虐待を防ぐことができます。それぞれの暮らしを守るため、みんなで認知症や虐待防止について知っていきましょう。

### 高齢者虐待に関する通報・届出・相談の対応窓口

月～金曜日（8:30～17:15） 各地域包括支援センターまで

緊急時のみ休日・夜間（17:15～翌日8:30） 市役所直当（☎773・6660）まで

※相談者に関する情報は秘匿されます。安心してご相談ください

